

私の

# 育休報告



当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。

No. 52 **初めての産休・育休で思うこと**  
朴貴玲（64期）

私は弁護士8年目に法律事務所から民間企業の法務室へ転職しました。その後2022年3月、弁護士11年目に第一子を出産し、現在は育児休業期間中です。

妊娠、出産、育児の体験は、こんなに大変なのか!!!の一言に尽きます。世の「ママ」「お母さん」韓国語では「オンマ」と呼ばれている人たちは、これをやっているのか。しかも、半年、1年などの期限付きではなく、10年、20年単位で。

自分の時間はほとんどなく、顔を洗う時間を確保するのも精一杯。周りに手伝ってくれたり気軽に育児の相談をできる人もいない。自分を労ってくれるのは自分だけなのに、その余裕はない。少なくとも私は、子どもの成長や笑顔によって辛うじて踏ん張っているような状態でした。

そのような中で、育児休業を取得でき、休業後職場復帰ができる状況であることは、先々の心配を減らしてくれ、精神的な支えになっていました。しかし、個人で事務所ない他の弁護士と委任契約を結ぶ弁護士の就労形態では、自分が働かなくては、早く復帰しなくては、という現実と闘う女性弁護士は少なくないかもしれません。

彼女たちが少しでも重荷なく育児をして、しかるべきタイミングで復帰できるよう、そして育児をしつつその後のキャリアを存分に培っていけるよう、休業期間、その後の働き方等に関して、可能な範囲で契約上の手当をしていただけると、弁護士業界はより活気があり時代に即したものになると思います。ぜひご検討ください。

No. 53 **男性の育休取得**  
女性会員（65期）

私は、数年前に法律事務所から現在の所属先である企業に転職し、今回、同企業で第2子の産休・育休を合わせて約1年間取得して、業務復帰しました。

私が勤務する企業では、数年前より男性社員の育休取得者が一定数おり、毎年増加しています。期間としては、1~数か月と短期間の方がまだ多いものの、半年~1年程度取得した者もあり、男性社員も育休を取得することが珍しいことではなく一般的になっていると感じています。一方で、法律事務所勤務（アソシエイト）の夫については、今回の出産においても、育休取得を申し出るという選択が想定されておらず、私もこれを受け入れ、我が家では私のみが育児休業を取得しました。育休中は、第1子と乳児の世話を一人で行う時間帯に大きな負担感を覚えた記憶もありますし、夫が半年育休を取得して交代してくれたらもっと早く復職したのに…と考えることもありました。

保育園等のサービスの利用により、短期間での共働き復職も可能ですし、そのようなサービスの利用・補助等が充実することは必要です。しかし、親族以外の第三者に乳児を長時間預けることは気軽に行えるものではなく、子が1歳になる頃までは両親のどちらかが育児に専念できる選択肢があるのならばその方が望ましいというのが2人の産休・育休を経ての実感です。男女が同じように育児休業の取得をできる制度・環境の整備をすることは、共働きのために必要なことであると感じました。

「早期独立・産休・育休明け  
弁護士等に関する  
経済的支援制度」の案内

産休・育休で弁護士登録を取り消し、その後業務に復帰・再登録し法律事務所を開設した方など、一定の要件を満たした会員に対して、支援金を支給する制度を設けています。登録を取り消さず産休育休期間の一般会費免除を受けた方も利用できます。詳細は、会員サービスサイトの「届出・手続き各種証明等」のページをご覧ください。